

## 福岡市水道局契約事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、福岡市水道局契約事務取扱の基準を定めるものとする。

(競争入札参加資格の認定)

第2条 福岡市水道局契約事務規程(昭和49年福岡市企業管理規程第10号。以下「規程」という。)第2条第3項(規程第21条において準用する場合を含む。)の規定により定める資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有することの認定は、契約の種類ごとに行い、別表第2の予定金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の等級の欄に定める等級に区分して行うものとする。

(入札参加資格等審査委員会)

第3条 競争入札参加資格の決定等の適正を期するため、入札参加資格等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、水道局理事をもってこれに充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもってこれに充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、水道局総務部長がその職務を代理する。

第4条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 競争入札参加資格
- (2) 第2条の規定により競争入札参加資格を有する者を区分する等級ごとに定める基準
- (3) 設計金額が3億円以上の工事若しくは製造の請負契約(以下「工事等の請負契約」という。)又は予定額が6,000万円以上の物品の購入契約に関して一般競争入札による場合における規程第2条第5項に規定する更に必要な資格
- (4) 規程第20条の2第1項に規定する公募型指名競争入札による場合における同条第3項に規定する必要な要件
- (5) 設計金額が3億円以上の工事等の請負契約又は予定額が6,000万円以上の物品の購入契約に関して指名競争入札による場合における指名理由
- (6) 設計金額が3億円以上の工事等の請負契約又は予定額が6,000万円以上の物品の購入契約に関して随意契約による場合における随意契約の理由
- (7) 競争入札参加有資格者名簿に登載された者(以下「有資格者」という。)について管理者が別に定めるところにより期間を定めて競争入札に参加させないこととする措置(以下「競争入札参加停止措置」という。)であつてその参加させない期間(以下「停止期間」という。)が10月を超えるものの実施、停止期間の変更(変更前又は変更後の停止

- 期間のいずれかが10月を超えるものに限る。)又は競争入札参加停止措置(停止期間が10月を超えるものに限る。)の解除に関する事項
- (8) 有資格者の競争入札参加資格の取消しに関する事項
  - (9) 有資格者であつて競争入札参加停止措置を受けているもの又は競争入札参加資格を取り消された者と随意契約を締結する場合における随意契約の理由
  - (10) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき実施する契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるかどうかの調査を行った場合における落札者の決定
  - (11) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定に基づき民間事業者を公募の方法等により選定する場合における当該公募等に参加する者に必要な資格(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(一の工事請負契約の設計金額又は予定額が3億円以上のもの(事業の性質等により個別の工事請負契約の設計金額又は予定額の算定が困難な場合は、施設整備費の予定額が3億円以上のもの)に限る。次号において同じ。)を施工する者に係るものに限る。)
  - (12) 前号に類する方法により、公共施設の設計、建設、製造、改修、維持管理又は運営に関する業務の全部又は一部を包括的に実施する事業において、契約の相手方である民間事業者を公募の方法等により選定する場合における当該公募等に参加する者に必要な資格(建設法第2条第1項に規定する建築工事(一の工事請負契約の設計金額又は予定額が3億円以上のもの(事業の性質等の理由により個別の工事請負契約の金額の算定が困難な場合は施設整備の予定額が3億円以上のもの)に限る。)を施工する者に係るものに限る。)
  - (13) その他委員長が必要と認める事項

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

第6条 管理者は、第4条各号に掲げる事項については、委員会の審議結果に基づき決定する。

(公正入札監視委員会)

第6条の2 入札及び契約の適正化を図るため、福岡市水道局公正入札監視委員会(以下「監視委員会」という。)を置く。

2 監視委員会の委員の構成、所掌事務等に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(入札保証金の納付)

第7条 入札保証金を納付させるときは、納入通知書を作成し、これによって福岡市水道局出納取扱金融機関及び福岡市水道局収納取扱金融機関に納付させる。

2 有価証券をもって入札保証金を納付させるときは、開札の前日までに有価証券の種類、額面、枚数等を記載した書類を提出させ、有価証券を企業出納員に納付させる。

(入札保証金の確認)

第8条 入札保証金の納付確認は、開札前に領収書又は保険証券により行わなければならない。

第9条 削除

第10条 削除

(随意契約)

第11条 随意契約を行うときは、2以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 特命随意契約（契約の性質又は目的等により契約の相手方が特定されるものを行う。）を行うとき。
- (2) 売買、貸借、請負その他の契約でその設計金額又は予定額が20万円以下のものを行うとき。

(設計金額等による予定価格の作成)

第12条 売買、貸借、請負その他の契約でその設計金額又は予定額が規程第22条に規定する額以下の場合、当該設計金額又は予定額をもって予定価格とすることができる。

- 2 前項に規定するほか、あらかじめ予定価格を公表する場合は、設計金額又は予定額をもって予定価格とすることができる。
- 3 前2項の規定により設計金額又は予定額をもって予定価格とするときは、当該設計金額又は予定額を記載した書面をもって規程第16条に規定する書面とすることができる。

(契約保証金の納付等)

第13条 第7条及び第8条の規定は、契約保証金の納付及びその確認についてこれを準用する。

第14条 削除

第15条 削除

(部分払の回数)

第16条 規程第39条第3項の規定により、代価の部分払をする場合の回数は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額 500万円未満 1回
- (2) 契約金額 500万円以上2,000万円未満 2回以内
- (3) 契約金額 2,000万円以上5,000万円未満 3回以内
- (4) 契約金額 5,000万円以上 3回（ただし、3,000万円増すごとに1回を加えることができる。）以内

(部分払の算定)

第17条 規程第39条の規定による部分払は、次の各号に掲げる費用については、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 仮設工事費 目的の用途に使用できるようになったときに規程第39条第2項の規定により算定する。
- (2) 運搬費 運搬の状況を考慮して定める。
- (3) 諸経費 総工費に対する既済部分の代価の比率による。

(火災保険等)

第18条 規程第39条第4項の規定による火災保険その他の保険の額は、既済部分について管理者が算定した額以上とし、保険期間の終期は、契約の目的物の完成期限の日から起算して21日を経過する日とする。ただし、履行期間を変更したときは、必要に応じ、当該保険期間を延長させなければならない。

2 規程第39条第5項の管理者が別に定める契約は、土木工事の請負契約とする。

附 則

この要綱による改正後の福岡市水道局契約事務取扱要綱第18条の規定は、平成30年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結される契約については、なお従前の例による。

附 則

昭和47年4月1日一部改正	昭和49年4月22日一部改正
昭和52年4月1日一部改正	昭和58年4月1日一部改正
昭和62年4月1日一部改正	平成6年4月1日一部改正
平成6年9月1日一部改正	平成7年8月1日一部改正
平成8年4月1日一部改正	平成10年4月1日一部改正
平成11年8月1日一部改正	平成12年10月1日一部改正
平成13年4月1日一部改正	平成13年8月1日一部改正
平成13年10月1日一部改正	平成15年2月10日一部改正
平成15年4月1日一部改正	平成17年8月1日一部改正
平成19年2月1日一部改正	平成20年4月1日一部改正
平成21年8月1日一部改正	平成24年4月1日一部改正
平成25年4月1日一部改正	平成27年1月9日一部改正
平成28年1月28日一部改正	平成28年8月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正	平成30年4月1日一部改正
令和元年8月1日一部改正	令和5年8月1日一部改正
令和7年8月1日一部改正	令和7年10月1日一部改正

別表第1

水道局総務部長
水道局計画部長
水道局浄水部長
水道局保全部長
水道局配水部長
財政局財政部長
財政局技術監理部長

別表第2

1 一般土木工事請負契約

予 定 金 額	等 級
2億1,000万円以上	A
7,600万円以上 2億1,000万円未満	B
2,100万円以上 7,600万円未満	C
2,100万円未満	D

2 建築工事請負契約

予 定 金 額	等 級
3億3,000万円以上	A
8,600万円以上 3億3,000万円未満	B
2,100万円以上 8,600万円未満	C
2,100万円未満	D

3 電気工事請負契約

予 定 金 額	等 級
5,300万円以上	A
1,600万円以上 5,300万円未満	B
1,600万円未満	C

4 管工事請負契約

予 定 金 額	等 級
5,300万円以上	A
1,600万円以上 5,300万円未満	B
1,600万円未満	C

5 ほ装工事請負契約

予 定 金 額	等 級
2,600万円以上	A
2,600万円未満	B

6 造園工事請負契約

予 定 金 額	等 級
4,300万円以上	A
1,600万円以上 4,300万円未満	B
1,600万円未満	C

7 管1種工事請負契約

予 定 金 額	等 級
2,100万円以上	A
2,100万円未満	B

※管1種工事とは、給水管への分岐がある管布設工事をいう。

8 管2種工事請負契約

予 定 金 額	等 級
2億1,000万円以上	A
7,600万円以上 2億1,000万円未満	B
2,100万円以上 7,600万円未満	C
2,100万円未満	D

※管2種工事とは、給水管への分岐がない管布設工事をいう。